

市では収集できないもの③

分別ルールが守られていないごみ

分別ルールを必ず守ってください

収集品目以外のものが混入しているなど分別されていないものは、取り残しシールを貼って取り残しを行っています。分別ルールが守られていないと、環境悪化、ごみ処理施設の故障、作業員のケガなどの原因になります。正しく分別されていないごみを収集してしまいますと出した方は、いつまでも間違いに気づかないこととなり、正しく分別をしていただく為に、間違われた内容を記した取り残しシールを貼って「取り残す」ことが分別徹底のために必要な取組みであると考えています。

取り残されたごみは、シールの内容を確認し、定められたルールに従い分別して次回の収集日にお出してください。

分別のご協力をお願いいたします。

正しく分別を行い、限りある資源を有効活用しましょう。

このごみは収集できません

分別できていません

- 燃やすごみ
- 燃やさないごみ(缶・金属類・ガラス類など)
- 水銀ごみ
(蛍光灯・水銀灯・水銀温度計・水銀血圧計など)
- 空きびん
- ペットボトル
- 新聞・雑誌・雑誌・段ボール・厚紙など

混入していました

- 中身を使い切り、「びん指定袋」に入れて出してください
- 指定外袋入り
指定袋に入れて出してください
- 家電リサイクル法対象機器()
- 処理できないごみです
- 事業系ごみです

決められた各収集日に出してください。
三田市クリーンセンター(☎563-5551)

中身の入っているものは収集できません

❖ライターは正しく出してください。

使い捨てライターを捨てる時は、必ず中身を出し切ってください。

使い捨てライターのガスの抜き方

- 1 周囲に火の気のないことを確認する。(屋外で行ってください)
- 2 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- 3 輪ゴムやテープなどで、押し下げたままレバーを固定する。
- 4 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出しています。
(聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす)
- 5 この状態のまま付近に火の気の無い、風通しのよい屋外に半日から1日置く。
- 6 念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。
- 7 「燃やすごみ指定袋」に入れて出してください。
- 8 取り外しができる金具は、「燃やさないごみ指定袋」に入れて出してください。



市では収集できないもの④

事業系ごみ(事業活動に伴って出されたごみ)

【事業系廃棄物】

お店や会社・工場などの事業活動から出るごみ

事業系ごみについて

事業活動に伴って、会社・事業所、工場、個人商店、飲食店、理美容店、病院・医院、福祉施設、官公庁、学校などから出されるごみは、量の多少にかかわらず全て事業者自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。

事業系一般廃棄物の適切な処理方法

- ① 事業者自ら処理施設(三田市クリーンセンター)に搬入する。
(予約制)
ごみ処理手数料が必要です。
- ② 三田市の許可業者(下記の表参照)と委託契約を結び収集運搬してもらう。
委託の場合は、収集運搬費用及び市施設でのごみ処理手数料を合わせた料金が必要になります。

※産業廃棄物はクリーンセンターでは処理できません。

詳しくは、市ホームページ掲載の事業系ごみの適正処理・減量化ハンドブックをご覧ください。

三田市一般廃棄物収集運搬許可業者(50音順)

業者名	住所	電話番号
有馬運輸 株式会社	三田市中町2番10号	079-562-6781
株式会社 アークス	三田市東山1142番地1号	079-568-1944
株式会社 白燕	三田市大畑196番地	079-568-5308
株式会社 ユニオン	三田市中央町11番7-2号	079-562-5058



<問い合わせ>三田市クリーンセンター TEL.079-563-5551

産業廃棄物については、下記にお問い合わせください。

<問い合わせ>

兵庫県阪神北県民局

TEL.0797-83-3146

(一社)兵庫県産業資源循環協会

TEL.078-381-7464